出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	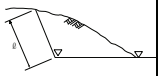	1-2-3-2
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200				
							ℓ≧5m	法長－4%				
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	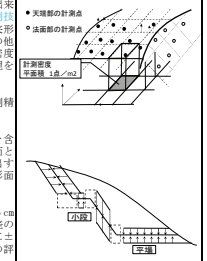	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽		－50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	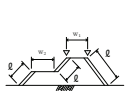	1-2-3-3
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100				
							ℓ≧5m	法長－2%				
						幅w_1，w_2		－100				

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。	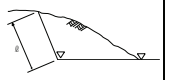	1-2-3-2
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200				
							ℓ≧5m	法長－4%				
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	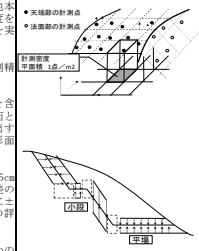	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽		－50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	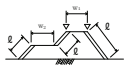	1-2-3-3
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100				
							ℓ≧5m	法長－2%				
						幅w_1，w_2		－100				

改定理由

編	章	節	条	枝番	工種	摘要	改定理由
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	1-2-3-2	諸基準類の改定にともなう
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）		諸基準類の改定にともなう
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）		諸基準類の改定にともなう
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	1	盛土工	1-2-3-3	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	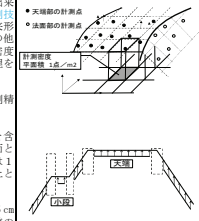	1-2-3-3
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの						
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽		－50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	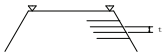	1-2-3-4
						厚さｔ		－50				
						控え長さ		設計値以上				
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚さｔ		※－30		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１箇所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	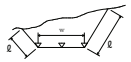	1-2-4-2
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200				
							ℓ≧5m	法長－4%				
						幅w		－100				

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	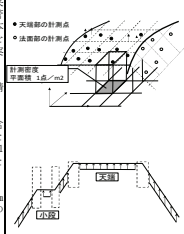	1-2-3-3
						天端	標高較差	－50	－150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	－50	－170			
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差	－60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの						
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽		－50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	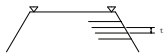	1-2-3-4
						厚さｔ		－50				
						控え長さ		設計値以上				
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防	5		法面整形工 （盛土部）	厚さｔ		※－30		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	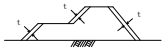	1-2-3-5
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線および端部で測定。	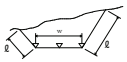	1-2-4-2
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200				
							ℓ≧5m	法長－4%				
						幅w		－100				

改定理由

編	章	節	条	枝番	工種	摘要	改定理由
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工 （面管理の場合）	1-2-3-3	諸基準類の改定にともなう
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	1-2-3-4	諸基準類の改定にともなう
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	5		法面整形工 （盛土部）	1-2-3-5	諸基準類の改定にともなう
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	1-2-4-2	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	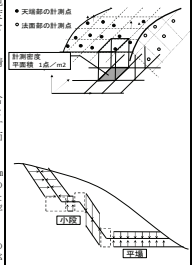	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１箇所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	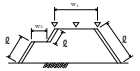	1-2-4-3 1-2-4-4
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100				
							ℓ≧5m	法長－2%				
						幅w_1，w_2		－100				
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	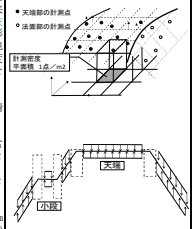	
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	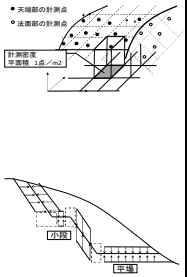	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線および端部で測定。	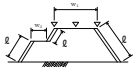	1-2-4-3 1-2-4-4
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100				
							ℓ≧5m	法長－2%				
						幅w_1，w_2		－100				
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	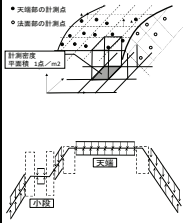	
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190			

改定理由

編	章	節	条	枝番	工種	改定理由
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）	諸基準類の改定にともなう
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	諸基準類の改定にともなう
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	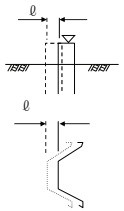	3-2-3-4
						根入長	設計値以上			
						変位ℓ	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長L	−200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	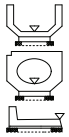	3-2-3-29
						延長L	−200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 （暗渠工）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	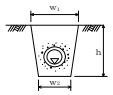	3-2-3-29
						幅w_1，w_2	−50			
						深さh	−30			
						延長L	−200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	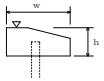	3-2-4-3
						幅w	−30			
						高さh	−30			
						延長L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延長L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 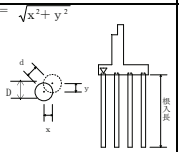	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D／4以内かつ100以内			
						傾斜	1／100以内			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	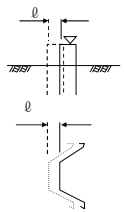	3-2-3-4
						根入長	設計値以上			
						変位ℓ	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長L	−200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	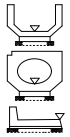	3-2-3-29
						延長L	−200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 （暗渠工）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	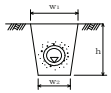	3-2-3-29
						幅w_1，w_2	−50			
						深さh	−30			
						延長L	−200	1施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	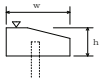	3-2-4-3
						幅w	−30			
						高さh	−30			
						延長L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延長L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 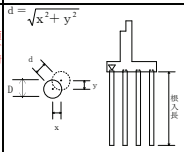	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D／4以内かつ100以内			
						傾斜	1／100以内			

改定理由

編	章	節	条	枝番	工種	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸）	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸）	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	d= $\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	d= $\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径D	設計径（公称径）－30以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長ℓ ℓ＜3m	－50			
						法長ℓ ℓ≧3m	－100			
						厚さ（ブロック積張）t_1	－50			
						厚さ（裏込）t_2	－50			
						延長L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長ℓ	－100			
						延長L_1，L_2	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						幅w	－100			
						延長L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4
						法長ℓ ℓ＜3m	－50			
						法長ℓ ℓ≧3m	－100			
						厚さ（ブロック）t_1	－50			
						厚さ（裏込）t_2	－50			
						延長L	－200			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	d = $\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D／4以内かつ100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	d = $\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径D	設計径（公称径）－30以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部および下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長ℓ ℓ＜3m	－50			
						法長ℓ ℓ≧3m	－100			
						厚さ（ブロック積・張）t_1	－50			
						厚さ（裏込）t_2	－50			
						延長L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長ℓ	－100			
						延長L_1，L_2	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						幅w	－100			
						延長L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部および下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4
						法長ℓ ℓ＜3m	－50			
						法長ℓ ℓ≧3m	－100			
						厚さ（ブロック）t_1	－50			
						厚さ（裏込）t_2	－50			
						延長L	－200			

改定理由

摘要
諸基準類との整合
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（擁壁工編）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	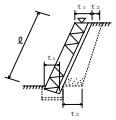	3-2-5-5
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ（石積・張）t_1		－50			
						厚さ（裏込）t_2		－50			
						延長L		－200			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部および下端部の2ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	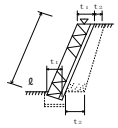	3-2-5-5
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ（石積・張）t_1		－50			
						厚さ（裏込）t_2		－50			
						延長L		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅		－20～+50	標準重ね幅100mmに対し、１施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-4

改定理由

改定理由
諸基準類の改定にともなう
新規設定

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	−50	−50	—	—			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう
						厚さ	−45	−45	−15	−15				
						幅	−50	−50	—	—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	諸基準類の改定にともなう
						幅	−50	−50	—	—				

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−54	−63	−8	−10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−54	−63	−8	−10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

改定理由

改定理由
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア―採取について 橋面舗装等でコア―採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
						幅	－25	－25	—	—			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－36	－45	－5	－7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア―採取について 橋面舗装等でコア―採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
						幅	－25	－25	—	—			

改定理由

編	章	節	条	枝番	工種	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （基層工）	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−25	−3	−4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−17	−20	−2	−3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

改定理由

改定理由
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−54	−63	−8	−10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

改定理由

編	章	節	条	枝番	工種	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア―採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア―採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア―採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−54	−63	−8	−10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア―採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−36	−45	−5	−7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

改定理由

諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア―採取について 橋面舗装等でコア―採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	−25	−25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア―採取について 橋面舗装等でコア―採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	—		3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア―採取について 橋面舗装等でコア―採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	−25	−25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−25	−3	−4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア―採取について 橋面舗装等でコア―採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−17	−20	−2	−3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	—		3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

改定理由

改定理由
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア－採取について　橋面舗装等でコア－採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						厚さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア－採取について　橋面舗装等でコア－採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア－採取について　橋面舗装等でコア－採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう
						厚さ	－45	－45	－15	－15				
						幅	－50	－50	—	—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア－採取について　橋面舗装等でコア－採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう
						幅	－50	－50	—	—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−54	−63	−8	−10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−36	−45	−5	−7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

改定理由

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ 幅	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ 幅	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア―採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	−25	−25	—	—			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア―採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう
						幅	−25	−25	—	—				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−25	−3	−4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア―採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア―採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう
						幅	−25	−25	—	—				
						平坦性	—		3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−17	−20	−2	−3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	諸基準類の改定にともなう
						平坦性	—		3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 測定値の平均 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 （路盤工）	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア－採取について 橋面舗装等でコア－採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						厚さ	ｔ＜15cm	−30	−10			
							ｔ≧15cm	−45	−15			
						幅	−100		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 （路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	ｔ＜15cm	+90 −70	+50 −10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							ｔ≧15cm	±90	+50 −15			
						厚さあるいは標高較差	ｔ＜15cm	+90 −70	+50 −10			
							ｔ≧15cm	±90	+50 −15			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 （表層工）	厚さ	−9		−3	幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア－採取について 橋面舗装等でコア－採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						幅	−25		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20		-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 測定値の平均 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 （路盤工）	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア－採取について 橋面舗装等でコア－採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						厚さ	ｔ＜15cm	−30	−10			
							ｔ≧15cm	−45	−15			
						幅	−100		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 （路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	ｔ＜15cm	+90 −70	+50 −10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							ｔ≧15cm	±90	+50 −15			
						厚さあるいは標高較差	ｔ＜15cm	+90 −70	+50 −10			
							ｔ≧15cm	±90	+50 −15			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 （表層工）	厚さ	−9		−3	幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア－採取について 橋面舗装等でコア－採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						幅	−25		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20		−3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10

改定理由

諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ 幅	−15 −50	−20 −50	−5 —	−7 —	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）~~」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （基層工）	厚さ 幅	−9 −25	−12 −25	−3 —	−4 —	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）~~」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）*面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ 幅	−15 −50	−20 −50	−5 —	−7 —	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−36	−45	−5	−7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （基層工）	厚さ 幅	−9 −25	−12 −25	−3 —	−4 —	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−25	−3	−4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア―採取について 橋面舗装等でコア―採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測長距離（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア―採取について 橋面舗装等でコア―採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測長距離（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア―採取について 橋面舗装等でコア―採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	諸基準類の改定にともなう
						幅	−25	−25	—	—				
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−17	−20	−2	−3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	諸基準類の改定にともなう
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア―採取について 橋面舗装等でコア―採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう
						厚さ	−45		−15					
						幅	−50		—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15				

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）~~」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）~~」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）~~」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X10) ＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－27	－3		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3m（プロフィルメーター）により機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ）3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−22		−3.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう
						平坦性	—		コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ）3mm以下					
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測長術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測長術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	厚さ	−15		−4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１ｍの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	−35		—				
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下。				
						目地段差	±2						

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−27	−3		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	厚さ	−15		−4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	−35		—				
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下				
						目地段差	±2						

改定理由

摘要
誤植諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）~~」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000m²未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、３mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000m²未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000m²未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000m²に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000m²未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	−50		—				

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−32		−4.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000m²未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下					
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000m²未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	諸基準類の改定にともなう
						厚さ	−45		−15					
						幅	−50		—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000m²未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	諸基準類の改定にともなう
						幅	−50		—					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m²に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000m²未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	諸基準類の改定にともなう
						幅	−50		—					

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	−50		—				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	諸基準類の改定にともなう
						幅	−50		—					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	−25		—				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10）＊面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13	諸基準類の改定にともなう
						幅	−25		—					

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\bar{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さｔ	−7	−2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。	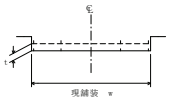	3-2-6-15
						幅ｗ	−25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さｔのみ	厚さｔ（標高較差）	-17 (17) （面管理として緩和）	-2 (2)	１．「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）路面切削工編」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 ４．幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。	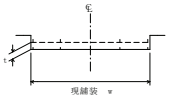	3-2-6-15
						幅ｗ	−25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工 幅ｗ	−50		各層毎１ヶ所／１施工箇所	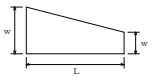	3-2-6-16
						路盤工 延長Ｌ	−100				
						路盤工 厚さｔ	該当工種				
						舗設工 幅ｗ	−25				
						舗設工 延長Ｌ	−100				
						舗設工 厚さｔ	該当工種				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さｔ	−9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	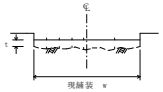	3-2-6-17
						幅ｗ	−25				
						延長Ｌ	−100				
						平坦性	—	3m/ ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17
						平坦性	—	3m/ ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\bar{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さｔ	−7	−2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	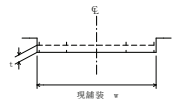	3-2-6-15
						幅ｗ	−25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さｔのみ	厚さｔ（標高較差）	−17 (17) （面管理として緩和）	−2 (2)	１．「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 ４．幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40ｍ未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。	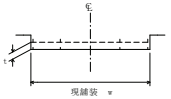	3-2-6-15
						幅ｗ	−25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工 幅ｗ	−50		各層毎1ヶ所／1施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	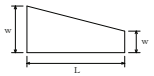	3-2-6-16
						路盤工 延長Ｌ	−100				
						路盤工 厚さｔ	該当工種				
						舗設工 幅ｗ	−25				
						舗設工 延長Ｌ	−100				
						舗設工 厚さｔ	該当工種				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さｔ	−9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	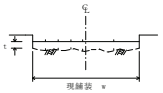	3-2-6-17
						幅ｗ	−25				
						延長Ｌ	−100				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17
						平坦性	—	3mプロフィルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

改定理由

摘要
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽ 施工厚さｔ 幅ｗ 延長Ｌ	±50 －50 －100 －200	延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編~~」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、天端幅ｗ、天端延長Ｌを確認（実測は不要）。	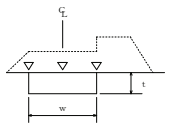	3-2-7-2
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （~~ICT~~施工の場合）	基準高▽ 法長ℓ 天端幅ｗ 天端延長Ｌ	特記仕様書に明示 -500 －300 －500	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編~~」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅ｗ、天端延長Ｌを確認（実測は不要）	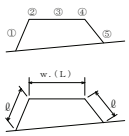	3-2-7-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高▽ 施工厚さｔ 幅ｗ 延長Ｌ	設計値以上 設計値以上 設計値以上 設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき１ヶ所、又は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 1,000㎡以下、又は施工延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき２ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編~~」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、幅ｗ、延長Ｌを確認（実測は不要）。	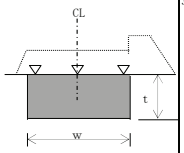	3-2-7-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 （金属支承工） （次頁に続く）	上下部鋼構造物との接合用孔用ボルト 孔の直径差 上下部鋼構造物との接合用孔用ボルト 中心距離 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ ≦1000mm 上下部鋼構造物との接合用孔用ボルト 中心距離 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ ＞1000mm アンカーバー用孔（鋳放し）アンカーボルト ドリル加工孔 ≦100mm アンカーバー用孔（鋳放し）アンカーボルト ドリル加工孔 ＞100mm アンカーバー用孔（鋳放し）アンカーボルト 孔の中心距離※1 センターボス ボスの直径 センターボス ボスの高さ ボス※5 ボスの直径 ボス※5 ボスの高さ 上書の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	＋2 －0 1以下 1.5以下 ＋3 －1 ＋4 －2 JIS B 0403-1995 CT13 ＋0 －1 ＋1 －0 ＋0 －1 ＋1 －1 JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1）ガス切断寸法を準用する ※2）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4）全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5）組立て後に測定		3-2-12-1

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽ 施工厚さｔ 幅ｗ 延長Ｌ	±50 －50 －100 －200	延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、天端幅ｗ、天端延長Ｌを確認（実測は不要）。	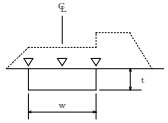	3-2-7-2
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ＩＣＴ施工の場合）	基準高▽ 法長ℓ 天端幅ｗ 天端延長Ｌ	特記仕様書に明示 －500 －300 －500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅ｗ、天端延長Ｌを確認（実測は不要）	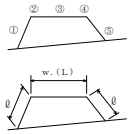	3-2-7-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高▽ 施工厚さｔ 幅ｗ 延長Ｌ	設計値以上 設計値以上 設計値以上 設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき1ヶ所、または施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 1,000㎡以下、又は施工延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、幅ｗ、延長Ｌを確認（実測は不要）。	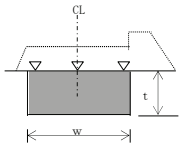	3-2-7-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 （金属支承工） （次頁に続く）	上下部鋼構造物との接合用孔用ボルト 孔の直径差 上下部鋼構造物との接合用孔用ボルト 中心距離 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ ≦1,000mm 上下部鋼構造物との接合用孔用ボルト 中心距離 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ ＞1,000mm アンカーバー用孔（鋳放し）アンカーボルト ドリル加工孔 ≦100mm アンカーバー用孔（鋳放し）アンカーボルト ドリル加工孔 ＞100mm アンカーバー用孔（鋳放し）アンカーボルト 孔の中心距離※1 センターボス ボスの直径 センターボス ボスの高さ ボス※5 ボスの直径 ボス※5 ボスの高さ 上書の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	＋2 －0 1以下 1.5以下 ＋3 －1 ＋4 －2 JIS B 0403-1995 CT13 ＋0 －1 ＋1 －0 ＋0 －1 ＋1 －1 JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1）ガス切断寸法を準用する ※2）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4）全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5）組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1

改定理由

摘要	改定理由
3-2-7-2	諸基準類の改定にともなう
3-2-7-4	諸基準類の改定にともなう
3-2-7-9	諸基準類の改定にとも
3-2-12-1	参照基準の追記

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1		全移動量※4 ℓ	ℓ≦300mm		±2			
							ℓ＞300mm		±ℓ／100			
						組立高さH	上，下面加工仕上げ		±3			
							コンクリート構造用	H≦300mm	±3			
								H＞300mm	(H／200＋3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法※2）、※3)		JIS B 0403-1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法※2)		JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅w長さL直径D	w，L，D≦500		0～＋5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差	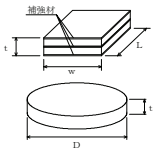	3-2-12-1
							500＜w，L，D≦1500mm		0～＋1%			
							1500＜w，L，D		0～＋15			
						厚さt	t≦20mm		±0.5			
							20＜t≦160		±2.5%			
							160＜t		±4			
						相対誤差	w，L，D≦1000mm		1			
							1000mm＜w，L，D		(w，L，D)／1000			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1		全移動量※4 ℓ	ℓ≦300mm		±2			
							ℓ＞300mm		±ℓ／100			
						組立高さH	上，下面加工仕上げ		±3			
							コンクリート構造用	H≦300mm	±3			
								H＞300mm	(H／200＋3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法※2）、※3)		JIS B 0403-1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法※2)		JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅w長さL直径D	w，L，D≦500		0～＋5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	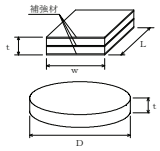	3-2-12-1
							500＜w，L，D≦1,500mm		0～＋1%			
							1,500＜w，L，D		0～＋15			
						厚さt	t≦20mm		±0.5			
							20＜t≦160		±2.5%			
							160＜t		±4			
						相対誤差	w，L，D≦1,000mm		1			
							1,000mm＜w，L，D		(w，L，D)／1,000			

改定理由

摘要
参照基準の追記

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~法面工編~~」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長の－2%			
						延長L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~法面工編~~」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~法面工編~~」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚さt	t＜5cm	－10	施工面積200㎡につき１ヶ所、面積200㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							t≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~法面工編~~」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~法面工編~~」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	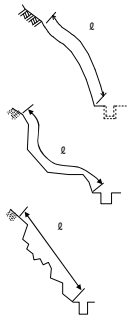	3-2-14-3
							ℓ≧3m	－100			
						厚さt	t＜5cm	－10	200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。		
							t≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~法面工編~~」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長の－2%			
						延長L		－200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚さt	t＜5cm	－10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							t≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長L		－200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	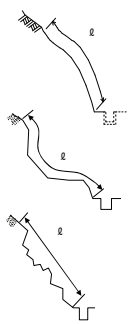	3-2-14-3
							ℓ≧3m	－100			
						厚さt	t＜5cm	－10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							t≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長L		－200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

改定理由

摘要
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~法面工編~~」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	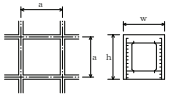	3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	－200			
						幅w		－30	枠延延長100mにつき１ヶ所、枠延延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~法面工編~~」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高さh		－30			
						枠中心間隔a		±100			
						延長L		－200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~法面工編~~」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		（一般事項） 場所打擁壁工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	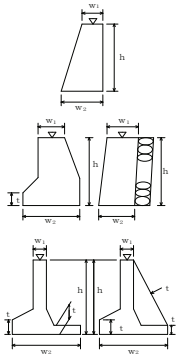	3-2-15-1
						厚さt		－20			
						裏込厚さ		－50			
						幅 w_1，w_2		－30			
						高さh	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						延長L		－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	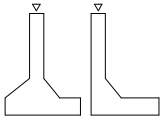	3-2-15-2
						延長L		－200	１施工箇所毎		

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	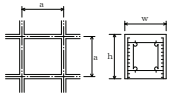	3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	－200			
						幅w		－30	枠延延長100mにつき1ヶ所、枠延延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高さh		－30			
						枠中心間隔a		±100			
						延長L		－200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		一般事項 （場所打擁壁工）	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	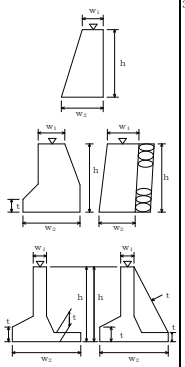	3-2-15-1
						厚さt		－20			
						裏込厚さ		－50			
						幅 w_1，w_2		－30			
						高さh	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						延長L		－200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	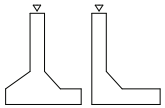	3-2-15-2
						延長L		－200	1施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

改定理由

摘要
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 共通的工種	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽ 高さh h＜3m h≧3m 鉛直度△ 控え長さ（補強材の設計長） 延長L	±50 －50 －100 ±0.03hかつ±300以内 設計値以上 －200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎	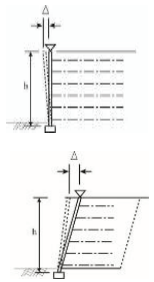	3-2-15-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 （バックホウ浚渫船）（面管理の場合）	平均値 個々の計測値 標高較差 0以下 +400以下	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		3-2-16-3
4 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅w 高さh	－30 －30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	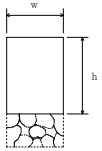	6-1-7-4
5 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽ 法長ℓ ℓ＜5m ℓ≧5m 厚さt 延長L	±50 －100 ℓ×（－2%） －50 －200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	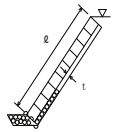	7-1-6-4
5 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽ 法長ℓ ℓ＜3m ℓ≧3m 厚さt t＜100 t≧100 裏込材厚t' 延長L	±50 －50 －100 －20 －30 －50 －200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	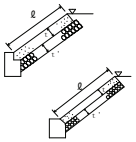	7-1-6-5

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 共通的工種	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽ 高さh h＜3m h≧3m 鉛直度△ 控え長さ（補強材の設計長） 延長L	±50 －50 －100 ±0.03hかつ±300以内 設計値以上 －200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	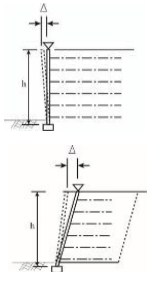	3-2-15-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 （バックホウ浚渫船）（面管理の場合）	平均値 個々の計測値 標高較差 0以下 +400以下	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		3-2-16-3
4 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅w 高さh	－30 －30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	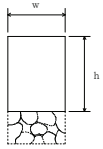	6-1-7-4
5 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽ 法長ℓ ℓ＜5m ℓ≧5m 厚さt 延長L	±50 －100 ℓ×（－2%） －50 －200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	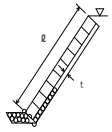	7-1-6-4
5 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽ 法長ℓ ℓ＜3m ℓ≧3m 厚さt t＜100 t≧100 裏込材厚t' 延長L	±50 －50 －100 －20 －30 －50 －200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	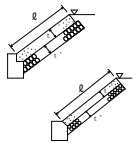	7-1-6-5

改定理由

編	章	節	条	枝番	工種	改定理由
3 土木工事共通編	2 共通的工種	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工	諸基準類の改定にともなう
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工	諸基準類の改定にともなう
4 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	諸基準類の改定にともなう
5 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	諸基準類の改定にともなう
5 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}） 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ※両端部２点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						厚さ t＜15cm	−30		−10			
						厚さ t≧15cm	−45		−15			
						幅	−100		—			
8 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	−9		−3	幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						幅	−25		—			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}） 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						厚さ t＜15 cm	−30		−10			
						厚さ t≧15 cm	−45		−15			
						幅	−100		—			
8 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	−9		−3	幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						幅	−25		—			

改定理由

8 道路編 2 舗装 4 舗装工	諸基準類の改定にともなう
8 道路編 2 舗装 4 舗装工	諸基準類の改定にともなう

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延長Ｌ	－200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編　計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
8 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	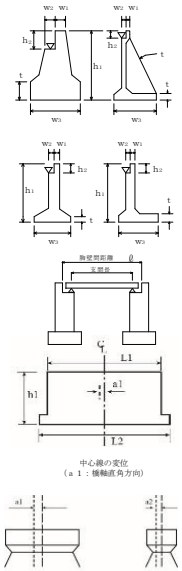	10-3-6-8
						厚さｔ	－20			
						天端幅w_1（橋軸方向）	－10			
						天端幅w_2（橋軸方向）	－10			
						敷幅w_3（橋軸方向）	－50			
						高さh_1	－50			
						胸壁の高さh_2	－30			
						天端長ℓ_1	－50			
						敷長ℓ_2	－50			
						胸壁間距離ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値　計画高	＋10～－20			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値　平面位置	±20			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値　ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1／50以下			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延長Ｌ	－200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
8 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	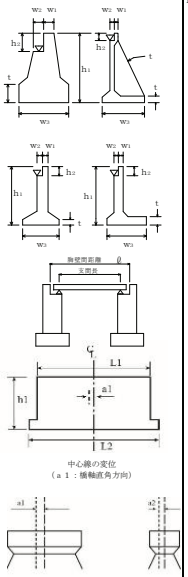	10-3-6-8
						厚さｔ	－20			
						天端幅w_1（橋軸方向）	－10			
						天端幅w_2（橋軸方向）	－10			
						敷幅w_3（橋軸方向）	－50			
						高さh_1	－50			
						胸壁の高さh_2	－30			
						天端長ℓ_1	－50			
						敷長ℓ_2	－50			
						胸壁間距離ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値　計画高	＋10～－20			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値　平面位置	±20			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値　アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	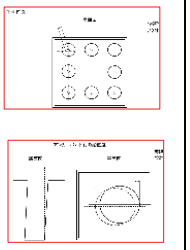	

改定理由

摘要
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう アンカーボルトの計測位置の明確化

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~構造物工編（試行）~~」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	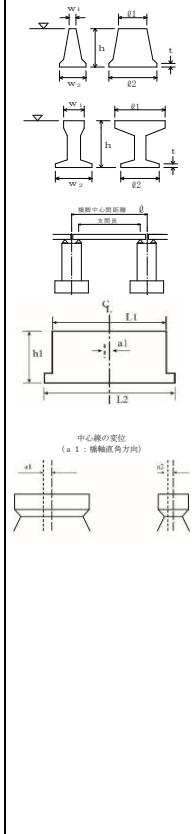	10-3-7-9
						厚さｔ		−20			
						天端幅w_1（橋軸方向）		−20			
						敷幅w_2（橋軸方向）		−50			
						高さｈ		−50			
						天端長ℓ_1		−50			
						敷長ℓ_2		−50			
						橋脚中心間距離ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20			
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	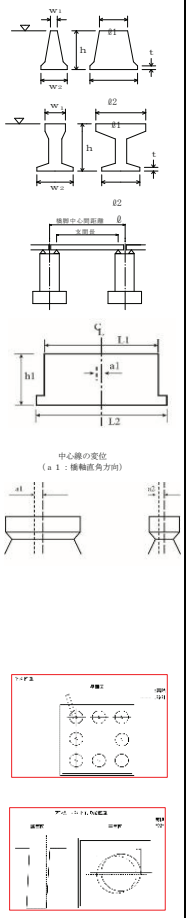	10-3-7-9	諸基準類の改定にともなう アンカーボルトの計測位置の明確化
						厚さｔ		−20			
						天端幅w_1（橋軸方向）		−20			
						敷幅w_2（橋軸方向）		−50			
						高さｈ		−50			
						天端長ℓ_1		−50			
						敷長ℓ_2		−50			
						橋脚中心間距離ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は舗装の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			

改定理由

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~構造物工編（試行）~~」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）	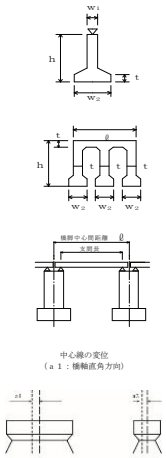	10-3-7-9
						厚さｔ		−20			
						天端幅w_1		−20			
						敷幅w_2		−20			
						高さｈ		−50			
						長さℓ		−20			
						橋脚中心間距離ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20			
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	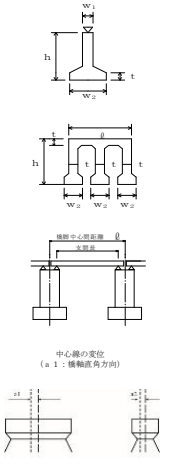	10-3-7-9
						厚さｔ		−20			
						天端幅w_1		−20			
						敷幅w_2		−20			
						高さｈ		−50			
						長さℓ		−20			
						橋脚中心間距離ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は舗装の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	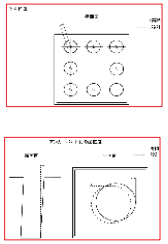	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			

改定理由

諸基準類の改定にともなう

アンカーボルトの計測位置の明確化

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
						可動支承の移動可能量　注2)	設計移動量以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	コンクリート橋：±5 鋼橋：±(4＋0.5×(B－2))			
						水平度 橋軸方向	1／300			
						水平度 橋軸直角方向				
						可動支承の機能確認　注3)	5			
						可動支承の移動量　注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上			
8 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）~~トンネル工編~~」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	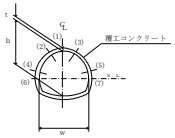	10-6-5-3
						幅w（全幅）	－50			
						高さh（内法）	－50			
						厚さt	設計値以上			
						延長L	―			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
8 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（Ｌａ，Ｌｂ）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	誤植
						可動支承の移動可能量　注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	コンクリート橋：±5 鋼橋：±(4＋0.5×(B－2))				
						水平度 橋軸方向	1／300				
						水平度 橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5				
						可動支承の機能確認　注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上				
8 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	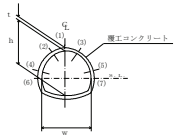	10-6-5-3	諸基準類の改定にともなう
						幅w（全幅）	－50				
						高さh（内法）	－50				
						厚さt	設計値以上				
						延長L	―				

出来形管理基準及び規格値（案）

現行（令和3年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\bar{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さt（切削）	-7	－2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	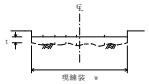 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さt（オーバーレイ）	－9				
						幅w	－25				
						延長L	－100				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			
8 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合）厚さtまたは標高較差（切削）のみ	厚さt（標高較差）（切削）	-17（17）（面管理として緩和）	-2（2）	1．「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）路面切削工編」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 3．厚さtまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4．厚さ（オーバーレイ）は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5．幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	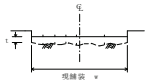 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さt（オーバーレイ）	－9				
						幅w	－25				
						延長L	－100				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			

改定案（令和4年版）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\bar{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さt（切削）	－7	－2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	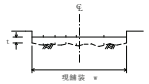 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さt（オーバーレイ）	－9				
						幅w	－25				
						延長L	－100				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			
8 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合）厚さtまたは標高較差（切削）のみ	厚さt（標高較差）（切削）	－17（17）（面管理として緩和）	－2（2）	1．「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 3．厚さtまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4．厚さ（オーバーレイ）は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5．幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	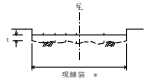 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さt（オーバーレイ）	－9				
						幅w	－25				
						延長L	－100				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			

改定理由

摘要
諸基準類の改定にともなう
諸基準類の改定にともなう